

密集市街地の改善に向けた調査等検討業務委託
プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 「密集市街地の改善に向けた調査等検討業務委託」に係る契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、「密集市街地の改善に向けた調査等検討業務委託プロポーザル評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、プロポーザル方式による企画提案の公正・公平な審査を行い、受託予定者の選定を行う。

(組織)

第2条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は、まちづくり局市街地整備部長をもって充てる。

- (1) まちづくり局市街地整備部長(審査委員長)
- (2) まちづくり局総務部企画課長
- (3) まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
- (4) まちづくり局計画部都市計画課長
- (5) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について審査・評価等を行う。

- (1) 公募参加事業者からの企画提案に係る審査・評価に関すること。
- (2) 前号の審査・評価結果に基づく受託予定者の選定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月16日（ホームページ公開日）から施行する。

(失効)

2 この要綱は、受託予定者が選定され、契約に至った日にその効力を失う。